

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第二百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十九年三月十五日	鳥取県東部医師会 附属休日急患診療所	鳥取市富安二丁目 二十七番地

鳥取県告示二百九十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◆正誤

- 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 都市計画法第六十六条による告示（二件）
- 国有財産の用途廃止（三件）
- 都市計画の決定に係る図書の縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧
- 開発行為に関する工事の完了
- 旧慣使用林野整備計画の認可

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部医院	境港市渡町一、二九三の三	昭和四十九年三月一日

千代医院

西伯郡西伯町落合二八一

十三日

秋山歯科医院

米子市道笑町二丁目三三二

一日

株式会社乾薬局

鳥取市御弓町五六

二日

門脇薬局

西伯郡大山町末長二八三

二日

高城診療所

倉吉市上福田四八五

一日

鳥取県告示第二百九十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
高城診療所	倉吉市上福田四八五	昭和四十九年三月一日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	三月十五日
鳥取県東部医師会附属休日急患診療所	鳥取市富安一丁目二七	"

鳥取県告示第二百九十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平林鴻三

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
高城診療所	倉吉市上福田四八五	全国 昭和四十九年三月一日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	三月十五日

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国葉第一、八六八号	遠 藤 澄 子	昭和四十九年三月五日
" 一、八六九号	石 原 隆 夫	" 三月十五日

鳥取県告示第二百九十八号

三朝町長から申請のあつた恩地地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月一日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月五日から用途廃止した。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ー トル)	用 途
東伯郡三朝町大字大瀬字戸崎九九四番一地先	三〇・七一	水路敷	
東伯郡三朝町大字大瀬字八幡一〇二八番一地先	二九・〇八	水路敷	

東伯郡三朝町大字大瀬字戸崎九九〇番一地先 ら同町大字大瀬字八幡一〇二八番一地先まで	六・八六
四九・三七	道路敷

鳥取県告示第三百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月五日から用途廃止した。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(面 方 メ ー トル)	用 途
倉吉市山根字上鴨田五五九番四地	三〇九・四〇	水路敷	

場	所	(面 方 メ ー トル)	用 途
八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎九〇二番一地先まで	四九・四五	水路敷	
八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎九〇二番一地先	二・八七	水路敷	
同町大字市瀬字嶋崎九〇〇番二地先まで	四二・一八	道路敷	

鳥取県告示第三百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、東伯都市計画道路を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の決定に係る土地の区域

三・三・一 逢東丸尾線

東伯町大字逢東字竹光、字比丘尼寺、字上風呂屋谷、字野際、字長烟、字鈴ヶ野、字深溝、字西野、字下谷端及び字谷端、大字徳万字東馬込、字下馬込、字西馬込、字下新烟、字東為信、字西為信、字添水谷、字下出口、字西垣及び字西垣西通並びに大字丸尾字井手領、字女給、字蔭ノ下、字坂ノ下及び字寺田

三・三・二 逢東下伊勢線

東伯町大字逢東字鈴ヶ野、字道丸欠及び字東道丸欠、大字下伊勢

鳥取県告示第三百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、東郷都市計画公園を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三・四・二 浦安停車場線

東伯町大字徳万字龍庵、字大久保田、字東上松、字中上松、字角田、字上新烟、字東為信、字西馬込、字下馬込及び字下新烟

三・四・三 徳万逢東線

東伯町大字徳万字中上松、字東上松、字仁田西通、字三石田、字中仁田及び字上馬込並びに大字逢東字田越橋、字下道丸欠及び字道丸欠

三・五・一 丸尾浦安線

東伯町大字丸尾字女給、字出口、字河原坂ノ下、字西川端及び字宮ノ下、大字保字西宮ノ下、字セイセイ、字宮ノ西、字下河原、字上人田、字桜ヶ平、字中通及び字沢除並びに大字浦安字清水元、字六反田、字北市場、字北畠及び字惣連

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

繁

字於曾姿、字門畑、字内海中、字土手下、字松山、字北田及び字谷田並びに大字徳万字南馬込、字東込堂及び字中込堂

三・四・一 保浦安線

東伯町大字保字西宮ノ下、字松神、字屋敷及び字北田、大字丸尾字宮ノ下及び字松神、大字徳万字盲女垣、字鳥見、字才ノ木、字下込堂、字中込堂、字南馬込及び字上込堂、大字下伊勢字谷田、字辻リ田、字荒神下モ及び字屋敷田並びに大字浦安字惣連及び字下清

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第五・八・一号 東郷湖羽合臨海公園
追加する部分

東郷郡東郷町大字野花字野花川

変更する部分

東郷郡東郷町大字引地字寺前

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第三百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 許可番号

昭和四十八年八月二日 鳥取県指受米土総第八百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市外江町字三軒屋前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市上天満町一番十五号

中国電気工事株式会社

取締役社長 村田可朗

鳥取県告示第三百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三一五一一 境港巡環線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

境港市栄町、未広町及び相生町地内

鳥取県告示第三百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、郡家都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称
郡家都市計画道路事業 二等大路第三類第二号郡家南線

二 施行者の名称
鳥取県

三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在
八頭郡郡家町大字郡家字井津尻、字下田井、字町尻、字金石上分、字茅林及び字金石下分地内

五 設立認可の年月日
昭和四十七年三月三十一日

六 许可の年月日
昭和四十九年四月一日

鳥取県告示第三百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米原南地区区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

貞 段 行 誤

二 上 終わりから一 これらの者 その者
" 下 一 若しくは 又は当該身体障害者等のためには
" 二

又は当該身体障害者等のためには
これらの人者 その者
当該身体障害者等のためには
当該身体障害者等のためには

変更後	変更前
昭和四十七年四月四日から昭和四十九年三月三十一日まで	
昭和四十七年四月四日から昭和五十年三月三十一日まで	

三 施行地区

米子市米原字次右衛門道東六拾間、字三軒屋道東、字南原、字寺町谷、字遊仙山及び字三軒屋道西空地の各一部並びに西福原字米川向鍋屋道西一部